

件名 ウィスコンシン州における自宅滞在命令の延長について

#### ポイント

本4月16日（木）、新型コロナウイルス感染症の更なる拡大を防止するため、ウィスコンシン州居住者に対して既に発令されている自宅滞在命令を5月26日（木）午前8時まで延長することが発表されました（本16日、保健長官指名者が命令に署名。命令の発効は24日（金）午前8時）。今回、外出禁止の例外に当たる「最低限の基礎活動」等が拡大されています。また、学校については、今期のスクールイヤーの終了まで閉鎖となります。状況によってはその後も継続する可能性があります。

#### 本文

本16日、ウィスコンシン州居住者に対して既に発令され、4月24日（金）午前8時までの措置となっている自宅滞在命令を5月26日（木）午前8時まで延長することが発表されました（本16日、州知事が命令に署名。命令の発効は24日（金）午前8時）。今回、外出禁止の例外に当たる「最低限の基礎活動」等が拡大されています。また、学校については、今期のスクールイヤーの終了まで閉鎖となります。状況によってはその後も継続する可能性があります。

前回の命令と同様、自宅滞在命令が発令されても「必要不可欠な活動」等のための外出は可能であり、今回、「最低限の基礎活動」についても外出が可能となりましたが、感染拡大を防ぐため他人と集まったり接触することのないように注意してください。「必要不可欠な活動」等を除き、公私を問わず一つの世帯を越えたいかなる人数の集まりも禁止されています。

可能な外出の一例は以下の通りです。

- ・スーパーへの買い物
- ・レストランへのデリバリー注文やピックアップ
- ・薬局での薬の購入
- ・病院での診察
- ・ガソリンスタンドでの給油
- ・ウォーキング、犬の散歩
- ・他人の介護
- ・「必要不可欠な仕事」のための通勤
- ・「最低限の基礎活動」

（「必要不可欠な活動 (Essential Activities)」 「必要不可欠な仕事 (Essential Businesses and Operations)」, 「最低限の基礎活動 (Minimum Basic Operations)」 の詳細については、

以下（今回の命令）を参照願います。）

[https://content.govdelivery.com/attachments/WIGOV/2020/04/16/file\\_attachments/1428995/EM028-SaferAtHome.pdf](https://content.govdelivery.com/attachments/WIGOV/2020/04/16/file_attachments/1428995/EM028-SaferAtHome.pdf) 【今回更新】

なお、スーパーや薬局、ガソリンスタンドは通常どおり営業しております。

また、同州知事のプレス・リリースによれば、今回の命令では、コロナウイルス感染の更なる拡大の防止に加え、同州においてより多くのビジネスや活動の再開を支援するとともに、被雇用者及び顧客の安全を一層確保するための変更を行うとされています。これにより、公共図書館での図書や資料の受渡し、ゴルフ場の再開、「必要不可欠な仕事」に該当しないビジネス（「Non-Essential Business」）による宅配・郵送等の一部事業を含む「最低限の基礎活動」の再開などが一定の制約の下で可能となる一方、職場の清掃や除染の強化、商店への入店客数の制限などが義務づけられていますので、変更の詳細については、今回の命令（リンク上掲）を確認ください。【今回追加】

自宅滞在命令に従わない場合は、最大 30 日の禁固刑または最大 250 ドルの罰金、もしくはその両方の対象になるとされております。在留邦人の皆様におかれては、良き市民として今回の命令の遵守に努め、不要不急の外出を避けて、引き続き関連情報の収集に努めて下さい。

#### 当館連絡先

Tel: (312) 280-0400 (24 時間対応) (注)

Fax: (312) 280-9568

Email: [ryojil@cg.mofa.go.jp](mailto:ryojil@cg.mofa.go.jp)

(注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前 9 時 15 分から午後 5 時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後 5 時以降、翌日午前 9 時 15 分まで（事件、事故、その他緊急の用件）は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。